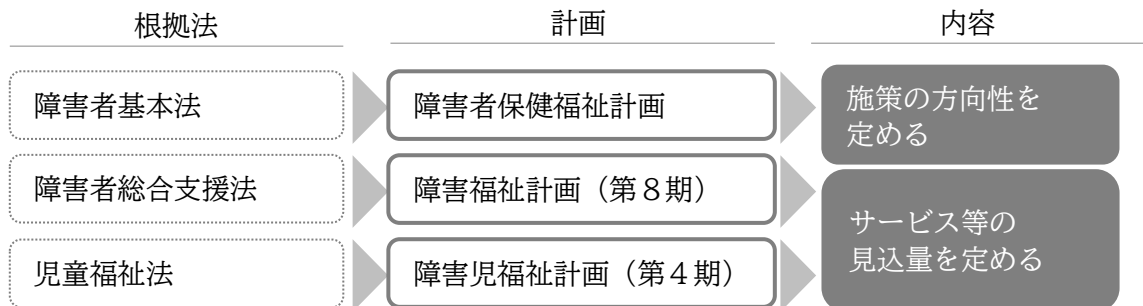


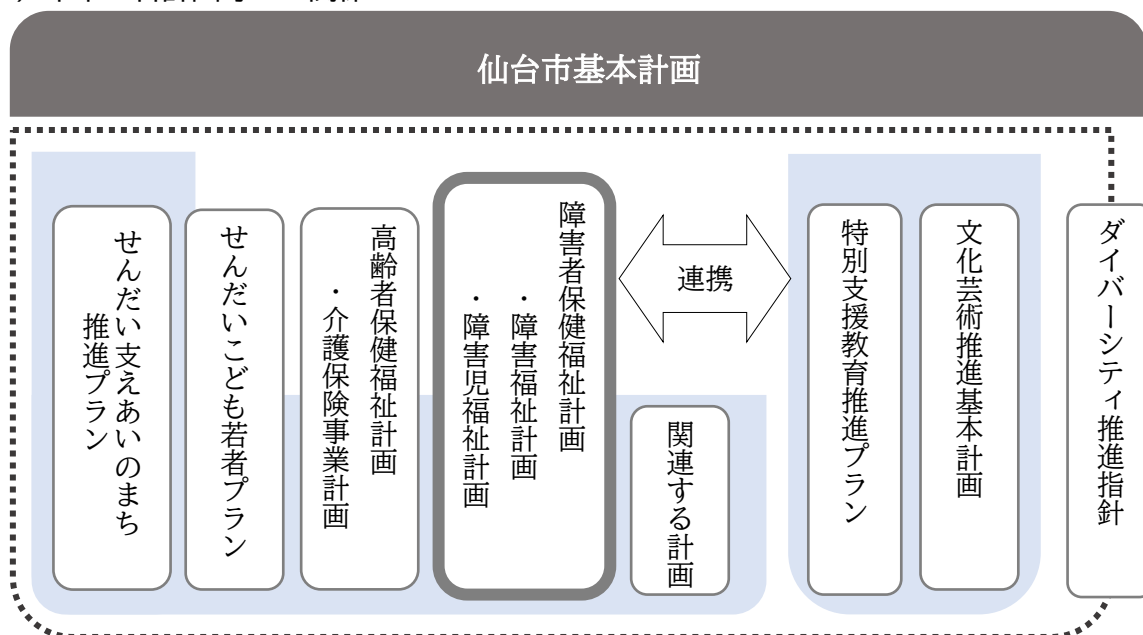
仙台市障害福祉計画（第8期）・仙台市障害児福祉計画（第4期）骨子案

1 計画策定の概要

（1）各計画と法律の対応



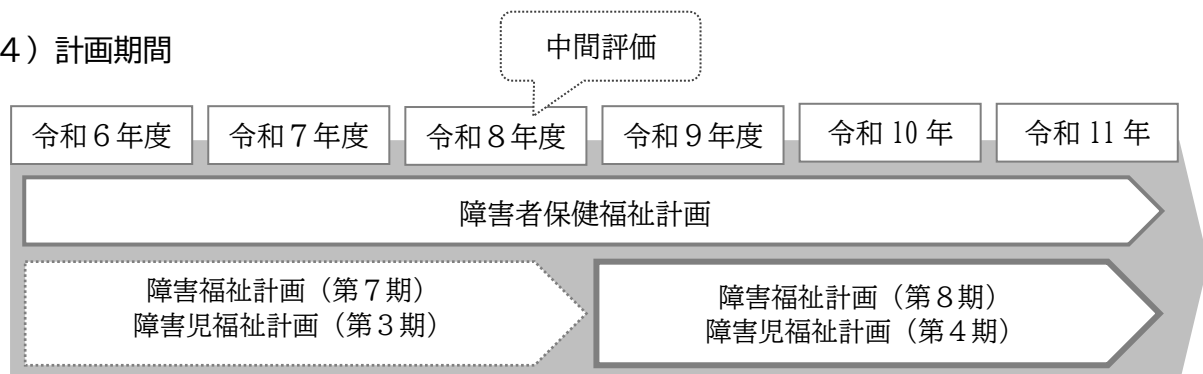
（2）本市の各計画等との関係



（3）対象

障害のある方を含むすべての市民、事業者

（4）計画期間



2 成果目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	施設入所者の地域生活への移行者数	令和11年度末時点において、令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行を目指す。	国の基本指針の通り。
(2)	施設入所者数	令和11年度末時点において、施設入所者数を令和7年度実績と同水準を目指す。	・国の基本指針では、令和7年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本としており、本市においても施設入所者の地域生活への移行を進める。 ・一方、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要な方もいることから、本市の目標として令和7年度実績と同水準の目標人数を設定する。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	心のサポーター数【新設】	令和11年度末時点において、心のサポーター数が一定数以上となることを目指す。	・国の基本指針では、令和15年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。 ・本市では、国の基本指針を踏まえた宮城県の目標値に対し、宮城県に占める仙台市の推定人口の比率で按分し、目標人数を設定する。
(2)	K6による住民のこころの状態の把握【新設】	国民生活基礎調査を活用し、K6により住民のこころの状態を把握することを目指す。	・国の基本指針では、K6という尺度を活用し評価することにより、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することとしている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容として、厚生労働省が毎年公表している国民生活基礎調査のうち、3年に一度実施している「健康」に関する事項（大規模調査年）の公表内容を活用することで、住民のこころの状態の把握を目指す。

3 福祉施設から一般就労への移行等

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計）	令和11年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。

項目		成果目標	成果目標の考え方
(2)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）	令和11年度末時点において、一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.14倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
(3)	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和11年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指す。	・国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としている。 ・本市では、前期実績において当該事業所が既に全体の6割以上であることから、国の基本指針である全体の5割以上を超える目標として、前期実績を踏まえた目標を設定する。
(4)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援A型）	令和11年度末時点において、一般就労への移行者数を令和6年度実績の概ね1.52倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
(5)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援B型）	令和11年度末時点において、一般就労への移行者数を令和6年度実績の概ね1.67倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
(6)	就労定着支援事業の利用者数	令和11年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和6年度実績の1.47倍以上とすることを目指す。	・国の基本指針の通り。
(7)	就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置	令和11年度末時点において、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指す。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを目指す。	・国の基本指針の通り。
(8)	協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置【新設】	就労選択支援事業所を一定数以上設置することを目指す。	・国の基本指針では、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本としている。 ・本市では、既に設置済みであるため、それを上回る目標を設定する。

項目		成果目標	成果目標の考え方
(9)	令和11年度の就労選択支援利用者【新設】	令和11年度末時点において、就労選択支援利用者数を一定数以上とすることを旨とする。	・国の基本指針では、令和11年度の就労選択支援利用者数を82,000人以上とすることを基本としている。 ・本市では、障害者就労支援センターによる調査で、就労移行支援事業における一般就労以外の理由で退所した利用者の理由について、就労アセスメントのための利用、もしくは就労継続支援A型・B型事業所への入所と回答のあった件数が、就労選択支援のニーズであるとみなしている。当該件数について、就労継続支援A型・B型事業所の利用者数の伸び率に準じて増加するものとして目標を設定する。

4 障害児支援の提供体制の整備等

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	障害児の重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターによる地域における中核的な支援機能の確保を目指す。	・国の基本指針の通り。
(2)	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	アーチルや児童発達支援センターが、幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うことで、インクルージョンを推進する体制の構築を目指す。	・国の基本指針では、児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。
(3)	インクルージョン推進のための協議の場の設置【新設】	児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を強化し、保育所等における障害児等の受入れ状況等を踏まえた上で、年少期からのインクルージョンを推進するため、令和11年度末までに保育、子育て、教育等の部門との連携・協議の場を設けることを目指す。	・国の基本指針では、インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。
(4)	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の運営支援を通じ、支援体制の拡充を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本としている。 ・本市では、既に設置済みであるため、開設支援に留まらない目標を設定する。

項目	成果目標	成果目標の考え方
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	関係機関が連携を図る協議の場の開催を継続するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを各年度一定数以上養成する。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としている。 ・本市では、協議の場及びコーディネーターはすでに設置・配置済みであるため、関係機関が連携を図る協議の場の開催を継続及び医療的ケア児等コーディネーターのさらなる養成を目指す。 ※コーディネーターの人数について、令和8年度までは、相談支援専門員に限定した登録者数としていたが、国が示す養成研修修了者全体を対象とすることで、医療・福祉等の多職種による支援体制の充実状況を示すものとする。
(6) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、宮城県と共同の移行調整協議を継続し、課題抽出と改善を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としている。 ・本市では、既に設置済みであるため、協議の場の継続及び改善を目標として設定する。
(7) 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新設】	・児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制強化や、保育、子育て、教育部門との連携・協議の場を設けることを目指す。 ・のぞまないセルフプランの解消を目指す、当事者や事業者を対象とした実態調査の結果に基づき、指定障害児相談支援事業者の対応力及び障害児やその家族の支援へのアクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者自立支援協議会において取組の評価・検証を行う。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。
(8) 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備【新設】	強度行動障害を有する障害児・者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害に対応できる機関とアールズの協働により、研修や施設コンサルテーションを実施し、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。なお、強度行動障害に対応できる機関である「仙台市第二自閉症児者相談センター（なないろ）」では、児・者を一体的に支援しているため、共通の目標を設定することが適切であると考え。

5 地域生活支援の充実

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	地域生活支援拠点等の整備、支援ネットワーク等による支援体制の構築並びに運用状況の検証及び検討	支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。	・国の基本指針では、令和11年度までに、地域生活支援拠点を整備するとともに、拠点コーディネーター等を配置し、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本としている。 ・本市では、地域生活支援拠点*、拠点コーディネーター等については設置・配置済みであることから、支援ネットワークの強化等を目指す。
(2)	強度行動障害の状態にある者の支援のための体制の整備	強度行動障害を有する障害児・者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害に対応できる機関とアールズの協働により、研修や施設コンサルテーションを実施し、強度行動障害に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。（再掲）	・国の基本指針では、令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。なお、強度行動障害に対応できる機関である「仙台市第二自閉症児者相談センター（なないろ）」では、児・者を一体的に支援しているため、共通の目標を設定することが適切であると考ええる。

6 相談支援体制の充実・強化等

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、協議会等の連携によって、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保することを目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備及びそれらの連携、協議会における個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本としている。 ・本市では、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会は設置済みであるため、地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制の確保を目指す。
(2)	のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進【新設】	のぞまないセルフプランの解消を目指し、当事者や事業者を対象とした実態調査の結果に基づき、指定特定相談支援事業者の対応力及び障害者の支援へのアクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者自立支援協議会において取組みの評価・検証を行う。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本としている。 ・国の基本指針で示された方向性を踏まえ、本市では、その趣旨に沿ったより具体的な内容を成果目標として設定する。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目		成果目標	成果目標の考え方
(1)	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	調整中	調整中
(2)	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	審査結果等の共有を従来通り行うことに加え、事業所の制度理解促進につながる取組を行うことで、さらなる支援の質の向上を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を実施する体制を構築すること等を目標としている。 ・本市では、既に障害福祉サービス指導課の集団指導を通じて市内事業所への共有体制は構築済みであるため、さらなる支援の質の向上を成果目標として設定する。
(3)	実地指導等・集団指導	障害福祉サービス事業者等への実地指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す。	・国の基本指針では、令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としている。 ・本市においては、都道府県における支給決定権者である市町村と同様の位置づけとなる各区等とは都度連携を図っているため、指導監査結果の関係市町村（各区等）との共有については成果目標として位置付けず、より実効性の高い取組として、運営指導等及び集団指導の回数の見込みを設定し、事業者への指導の充実を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上を目指す。
(4)	障害福祉サービス等情報公表制度の公表率【新設】	障害福祉サービス等情報公表制度における市内事業所の情報の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とすることを目指す。	・国の基本指針の通り

3 成果目標達成に関する指標等

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	施設入所者の地域生活への移行者数	人	5	3	10	11	11
(2)	施設入所者数	人	521	522	522	522	522

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	心のサポーター数【新設】	人	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
(2)	国民基礎調査の回答者に占めるK6の点数が10点以上の割合【新設】	%	-	11.37	-	-	10.67

3 福祉施設から一般就労への移行等

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計）	人	426	418	483	519	558
(2)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）	人	366	342	378	397	417
(3)	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	%	78.8	64.7	70	70	70
(4)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援A型）	人	31	39	43	45	47
(5)	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援B型）	人	23	32	35	36	38
(6)	就労定着支援事業の利用者数	人	280	295	348	378	411
(7)	就労定着支援事業における就労定着率7割以上の事業所の割合	%	14.3	10.3	25	25	25
	協議会（就労支援部会）等の設置		検討	検討	運営	運営	運営
(8)	就労選択支援事業所の設置数【新設】	箇所	-	6	11	13	15
(9)	就労選択支援事業の利用者数【新設】	人/年	-	15	120	132	144

4 障害児支援の提供体制の整備等

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	児童発達支援センターによる相談支援回数	回	2,262	2,171	2,200	2,200	2,300
	児童発達支援センターによる施設訪問支援回数	回	1,106	1,177	1,200	1,200	1,250
(2)	児童発達支援センターによる相談支援回数（再掲）	回	2,262	2,171	2,200	2,200	2,300
	児童発達支援センターによる施設訪問支援回数（再掲）	回	1,106	1,177	1,200	1,200	1,250
	保育所等訪問支援事業所による支援回数	回	367	542	574	624	672
(3)	保育・子育て・教育部門と連携した協議の場の設置【新設】		-	-	検討	検討	実施
(4)	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	箇所	19	18	22	25	28
(5)	協議の場の開催回数	回	1	1	1	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター登録者数	人	26	20	20	20	20
(6)	移行調整の協議の場の運営		運営	運営	運営	運営	運営
(7)	指定障害児相談支援事業所の対応力向上と計画相談支援等へのアクセシビリティ向上に向けた取り組みの実施の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有
	障害者自立支援協議会での取り組みの評価・検証の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有
	保育・子育て・教育部門と連携した協議の場の設置（再掲）		-	-	検討	検討	実施
(8)	人材育成回数【新設】	回	18	20	17	17	17
		人	123	108	120	120	120
	施設コンサルテーション回数【新設】	回	37	39	13	13	13
	支援体制整備へのスーパーヴァイズ実施回数【新設】	回	1	1	1	1	1
	支援者養成研修費の補助を行った件数【新設】	件	-	-	30	30	30

5 地域生活支援の充実

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	基幹相談支援センター等とのケース検討回数	回	25	45	35	35	35
	実践報告会の開催回数	回	1	1	1	1	1
	運用状況の検証・検討回数	回	1	1	1	1	1
(2)	人材育成回数（再掲）	回	18	20	17	17	17
		人	123	108	120	120	120
	施設コンサルテーション回数（再掲）	回	37	39	13	13	13
	支援体制整備へのスーパーヴァイズ実施回数（再掲）	回	1	1	1	1	1
	支援者養成研修費の補助を受けた人数（再掲）	人	-	-	30	30	30

6 相談支援体制の充実・強化等

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	主任相談支援専門員または相談支援専門員である社会福祉士等の資格を有する者の配置数【変更】	人	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センターの取組みへの参加事業所割合【変更】	%	-	62	67	70	72
	障害者自立支援協議会運営への関与の有無【変更】	有無	有	有	有	有	有
(2)	指定特定相談支援事業所の対応力向上と計画相談支援等へのアクセシビリティ向上に向けた取組みの実施の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有
	障害者自立支援協議会での取組みの評価・検証の有無【新設】	有無	有	有	有	有	有

7 障害福祉サービス等の質の向上

	成果目標に関する指標	単位	前期実績		今期目標		
			R6	R7	R9	R10	R11
(1)	研修への本市職員の参加・聴講者数	人	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
(2)	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	回	2	2	2	2	2
(3)	運営指導等の回数	回	166	147	200	320	340
	集団指導への事業所参加率	%	85.5	87	80	80	80
(4)	障害福祉サービス等情報公表制度の公表率【新設】	%	96.2	98.0	99	100	100
	障害福祉サービス等情報公表制度の更新率【新設】	%	96.2	98.0	99	100	100

4 活動指標（見込量）

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出します。

（１）障害福祉サービス

①訪問系

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
居宅介護	時間/月	42,415	43,470	44,344	44,787	45,235
	利用者数/月	1,695	1,940	2,139	2,246	2,358
重度訪問介護	時間/月	26,133	26,699	28,878	30,033	31,234
	利用者数/月	72	78	95	104	114
同行援護	時間/月	3,353	3,592	3,811	3,925	4,043
	利用者数/月	245	250	266	274	282
行動援護	時間/月	324	402	680	884	1,149
	利用者数/月	12	20	36	48	64
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0
	利用者数/月	0	0	0	0	0

②日中活動系

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
生活介護	人日分/月	36,889	39,123	40,280	40,850	41,420
	利用者数/月	1,984	2,030	2,120	2,150	2,180
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	215	283	245	245	245
	利用者数/月	30	31	29	29	29
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	4,121	3,145	3,484	3,484	3,484
	利用者数/月	229	195	200	200	200
就労選択支援	利用者数/年	－	15	120	132	144
就労移行支援	人日分/月	7,723	7,493	7,493	7,493	7,493
	利用者数/月	491	459	459	459	459
就労継続支援A型	人日分/月	11,753	12,449	12,369	12,616	12,863
	利用者数/月	611	638	647	656	665

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
就労継続支援B型	人日分/月	54,397	62,217	65,776	71,232	76,688
	利用者数/月	3,394	3,770	4,111	4,452	4,793
就労定着支援	利用者数/月	280	295	348	378	411
療養介護	利用者数/月	132	133	133	133	133
短期入所（福祉型、医療型）	人日分/月	3,364	3,794	4,426	4,780	5,162
	利用者数/月	640	728	802	842	884

③居住系

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
自立生活援助	利用者数/月	12	14	11	11	11
共同生活援助	利用者数/月	1,648	1,829	2,186	2,389	2,611
施設入所支援	利用者数/月	521	522	522	522	522
地域生活支援拠点等	設置力所数	1	1	1	1	1
	コーディネーターの配置人数	2	2	2	2	2
	検証・検討の実施回数/年	1	1	1	1	1

（２）相談支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
計画相談支援	利用者数/月	1,707	1,896	2,280	2,555	2,858
地域移行支援	利用者数/月	1.8	3.5	2.7	2.7	2.7
地域定着支援	利用者数/月	2.8	5.6	4.7	4.7	4.7

（３）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
児童発達支援	人日分/月	7,713	8,365	7,241	7,020	6,806
	利用者数/月	1,115	1,081	1,016	985	955
放課後等デイサービス	人日分/月	38,008	42,342	50,699	55,769	61,346
	利用者数/月	3,054	3,352	4,056	4,462	4,908
保育所等訪問支援	人日分/月	47	63	90	102	114
	利用者数/月	24	33	45	51	57

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	50	63	62	62	62
	利用者数/月	10	10	10	10	10
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	利用者数/月	38	43	43	43	43
障害児相談支援	利用者数/月	332	412	562	671	800
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの登録者数※	人/年	26	20	20	20	20
特別支援保育事業	人/年	731	776	749	720	697
居宅訪問型保育事業	人/年	2	1	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人/年	384	623	755	747	729

※ 国の基本指針では、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定することとしています。

本市では、令和8年度までは、相談支援専門員に限定した見込量を設定しておりましたが、国が示す養成研修修了者全体を対象とすることで、医療・福祉等の多職種による支援体制の充実状況を示すものとなりました。

(4) 発達障害者等に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年	2	3	4	4	4
発達障害者支援センターによる相談支援	件/年	12,371	11,588	12,000	12,000	12,000
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件/年	4,521	3,615	3,730	3,730	3,730
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件/年	27	29	18	18	18
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人/年	257	186	232	232	232
	人/年	7	7	11	11	11
ペアレントメンターの人数	人/年	34	35	37	38	39
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	429	348	380	380	380

(5) 高次脳機能障害者に対する支援【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新設】	設置箇所数	—	—	1	1	1
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新設】	回/年	—	—	1	1	1
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新設】	人/年	—	—	1	1	1
高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新設】	件/年	568	528	600	610	620
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新設】	件/年	—	—	6	7	8

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	13	18	19	19	19
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	目標設定の有無	有	有	有	有	有
	活動状況の把握の有無【変更】	—	—	有	有	有
	評価実施回数/年	1	1	1	1	1
心のサポーター養成研修実施回数【新設】	回/年	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新設】	回/年	10	10	11	11	11
精神障害者の地域移行支援	利用者数/月	1.8	3.6	2.6	2.6	2.6
精神障害者の地域定着支援	利用者数/月	2.3	5.4	4.0	4.0	4.0
精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	609	706	860	950	1,048
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月	10.1	10.0	9.0	9.0	9.0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	156	107	142	142	142
精神障害者の短期入所【新設】	人日分/月	51	41	43	44	46
	利用者数/月	297	234	248	256	263

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
基幹相談支援センターによる 市町村の相談支援体制の強化	主任相談支援 専門員等の配置数	2	2	2	2	2
	人材育成等の取組 への参加事業所の 割合【変更】	-	62	67	70	72
	協議会の運営への 関与の有無 【変更】	有	有	有	有	有
協議会における個別事例の検討を通じ た、地域における課題解決に向けた取組	協議会の 実施回数【変更】	2	2	2	2	2
	専門部会の 設置数	2	2	2	2	2
	専門部会の 実施回数	2	4	3	3	3
	協議会の議題 とした数【変更】	2	2	2	2	2

(8) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
地域生活への移行支援【新設】		調整中	調整中	調整中	調整中	調整中

(9) 障害福祉人材の確保・定着【新設】

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得 【新設】	% (加算取得割合)	72.3	72.8	80.9	81.1	81.3

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	調整中	調整中	調整中	調整中	調整中
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	回/年	2	2	2	2	2
運営指導等の実施 ※	回/年	166	147	200	320	340
集団指導の実施 ※	% (事業所参加率)	85.5	87.0	88.5	90.0	91.5

※ 国の基本指針では、都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数の見込みを設定することとしています。
本市では、運営指導等及び集団指導の回数の見込みを設定し、事業者への指導の充実を図ること
で、障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(11) 地域生活支援事業

①必須事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
相談支援事業	実施力所数	16	16	16	16	16
	基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	制度利用申請件数(障害)/年	28	23	25	25	25
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業						
①手話通訳者派遣事業	派遣人数/年	675	626	942	942	942
②要約筆記者派遣事業	派遣人数/年	12	19	209	209	209
③手話通訳者設置	設置数	7	7	7	7	7
日常生活用具等給付事業(①～⑥合計)	給付件数/年	27,267	27,250	28,389	28,391	28,393
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	68	81	81	81	81
②自立生活支援用具	給付件数/年	149	159	159	159	159
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	174	227	206	208	210
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	214	200	200	200	200
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	26,649	26,564	27,724	27,724	27,724
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数/年	13	19	19	19	19
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数/年	37	48	60	60	60
移動支援事業	利用時間数/年	125,050	126,498	139,400	144,704	150,008
	利用者数/年	905	947	1,025	1,064	1,103
地域活動支援センター(基礎的事業)	実施力所数	12	14	14	14	14
	利用者数/年	422	481	457	460	463
地域活動支援センター(機能強化事業)	実施力所数	6	6	4	4	4
	利用者数/年	154	96	100	100	100

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
専門性の高い相談支援事業						
①発達障害者支援センター運営事業	実施力所数	2	2	2	2	2
	利用者数/年	7,567	6,524	7,000	7,000	7,000
②高次脳機能障害者支援事業（再掲）	件	568	528	600	610	620
③障害児等療育支援事業	実施力所数	5	5	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者	養成講習 修了者数/年	2	3	20	20	20
②要約筆記者	養成講習 修了者数/年	4	9	10	10	10
③盲ろう者向け通訳・介助員	養成講習 修了者数/年	6	7	8	8	8
④失語症者向け意思疎通支援者	養成講習 修了者数/年	5	4	8	8	8
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
①広域派遣 (手話通訳者・要約筆記者)	派遣人数/年	32	34	38	40	42
②盲ろう者向け通訳・介助員	派遣人数/年	387	405	411	411	411
	派遣利用時間 /年	1,437	1,600	1,515	1,515	1,515
③失語症者向け意思疎通支援者	派遣人数/年	0	0	50	50	50
	派遣利用時間 /年	0	0	100	100	100
広域的な支援事業						
①精神障害者地域生活支援広域調整等 事業	実施の有無	有	有	有	有	有
②発達障害者支援地域協議会による体 制整備事業（再掲）	協議会開催 回数/年	2	3	4	4	4

②任意事業
日常生活支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
①福祉ホームの運営	実施力所数	2	2	2	2	2
	利用者数/年	27	35	33	33	33
②訪問入浴サービス	利用者数/年	138	135	143	147	151
③生活訓練等	利用者数/年	630	780	811	811	811
④日中一時支援事業	回数/年	474	531	675	747	819
	利用者数/年	19,191	24,386	28,350	31,374	34,398

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
⑤地域生活拠点等・ネットワーク運営推進事業【新設】	地域生活支援拠点が参画している区障害者自立支援協議会の数	5	5	5	5	5
⑥障害者ピアサポート研修事業【新設】	研修修了者数/年	-	51	50	50	50
⑦精神障害関係従事者養成研修事業【新設】	研修修了者数/年	67	75	61	61	61
⑧医療型短期入所事業所開設支援	新設開設事業所数/年	0	2	1	1	1

社会参加支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
①レクリエーション活動等支援	参加者数/年	3,406	3,616	3,626	3,626	3,626
②文化芸術活動振興						
芸術・文化講座開催等事業	参加者数/年	10,324	10,886	11,104	11,215	11,327
障害者の文化芸術活動推進【新設】	出展作品点数	-	-	75	75	75
③点字・声の広報等発行	利用者数/年	531	519	560	560	560
④奉仕員養成研修						
点訳奉仕員	養成研修修了者数/年	7	7	10	10	10
朗読奉仕員	養成研修修了者数/年	5	0	10	10	10
⑤障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業	新設相談件数/年	16	26	22	22	22
	研修開催回数/年	35	54	36	36	36

(12) 地域生活支援促進事業

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	累積受講者数/年	134	137	141	143	145
発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	4	4	4	4	4
	マネジャー支援延件数/年	1,581	1,341	1,430	1,430	1,430
	自閉症センター相談延件数/年	7,253	7,438	7,272	7,272	7,272
	セミナー等開催回数/年	1	1	2	2	2
	サポートファイル作成数/年	483	456	420	420	420
	自立支援事業利用者数/年	5	5	5	5	5
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		R6	R7	R9	R10	R11
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントトレーニング等受講者数/年	257	186	232	232	232
	ペアレントメンター数/年	34	35	37	38	39
	ピアサポート参加人数/年	429	348	380	380	380
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	ピアスタッフ人数	1	1	1	1	1
障害者ICTサポート総合推進事業	訓練支援者数/年	67	50	70	70	70
	ボランティア養成者数/年	5	10	8	8	8
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	利用者数/年	1	1	1	1	1
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	利用者数/年	1	4	2	2	2
入院者訪問支援事業	支援員の育成	35	43	調整中	調整中	調整中
	支援員の派遣	1	20	調整中	調整中	調整中